

平成29年度 会務・事業報告

【会務の総括】

平成29年度の本会執行部は、会長以下、副会長4名、理事14名の総勢19名によりスタートいたしました。残念ながら、途中、社会事業部担当副会長が健康上の理由により会務に携われない状況となりましたが、各役員及び各委員が自らのポジションを自覚して職務に取り組んだこと、更には、会員の皆さんの多大なるご協力により、概ね当初の事業計画に沿う本会事業が実施できたものと考えています。

会計面では、インターネットメールの活用により各種会議を合理的に開催するなどして本会業務の合理化・省力化を推進して経費削減に務めた結果、年度当初の予算の範囲内で会務運営ができたものと考えております。ただ、ご承知のとおり、証紙会計を廃止した現在は、固定会費のみによって本会運営を行なっている訳ですが、「見込まれる収入」と言った面では安定運営が可能ではあるとは言えるものの、会員の減少傾向は続いており、中・長期的な問題として会員数の減少に伴う会費収入の減少と会務運営を如何に整合させるか、という問題にも何れは対応する必要があるものと考えています。

今期における本会の会務について概観しますと、特に目新しい動きはありませんでしたが、業務研修部の企画により昨年10月に実施した第1回会員研修会の前段において、日本土地家屋調査士会連合会の岡田潤一郎会長を講師として招き、明日の調査士像はどうあるべきかについての講演を聴き、後段において、岡田潤一郎日調連会長、加賀谷朋彦日調連副会長及び当会の松本誠吾会長の3名による意見交換会を実施しました。我々が乗り込んでいる船の舵取りを託している日調連の正・副会長の生の声を身近に聞くことができ、会員の皆様も自分自身を顧みる機会となったものと考えています。また、本年2月に実施した第2回会員研修会においては、午後の公開講座には市町村の職員を中心として多数人の参加があり、行政に向けて土地家屋調査士という存在をアピールできたものと考えます。

アピールと言えば、本会の会員に向けた連絡事務の一環である内部広報としては、広報部において会員向けの情報発信のために年間3回「会報ながの」を発行していた訳ですが、情報発信の媒体としての本会のホームページを活用して会員に向けた情報発信を更に充実させる、という考えの中で会報の発行回数を年間2回として、その余力を外部広報に向けて活動してゆく方向性であります。また、外部広報も担っている広報部においては、外部広報活動の一環として、支部等が主体となって行う対外的に土地家屋調査士の認知度を高めるための啓発活動・広報活動について、限度はありますが予算的なバックアップをするための仕組みも整えていますので、挙ってアイデアを出していただき、外部に対する啓発活動・広報活動に役立てて頂きたい

と考えます。

具体的な対外的活動について目を向けてみれば、一昨年の総会においてその創設をご承認いただいた社会事業部が社会貢献活動や各種渉外活動の窓口となって活動しており、既に会報「ながの」により目にしていると思いますが、社会事業部の創設目的である社会貢献活動の一環として、外部からの要請によるいわゆる「出前講座」を実施しております。また、キャリア教育の一環として、現役高校生を調査士の事務所に迎え入れて、職業としての土地家屋調査士を紹介する試みも行っています。このような社会貢献活動が社会に対する広報活動そのものであり冒頭、会員数の減少について憂慮される旨を述べたところではありますが、長い目で見て、調査士試験の受験者数増加にも繋がることを期待するものであります。

【会務の概要と所感】

1. 本会会務の健全な運営と本会事業の充実について

- ① 会員数に会費を乗じたものが収入という面では一定の収入が見込め、所謂、安定運営が可能とは言える訳ですが、会員数の減少に伴う収入減という問題と相対して、本会として対応を求められる事項の増加に伴い、予算も潤沢とは言えない中、各事業部の事業内容や委員会の運営方法等の再検討を行ない、時代に即した効率的な会務運営と予算執行に努めました。(例:メールの活用による効率的な会議の開催等)
- ② 本会会館の休日利用に係る利用規程を策定して、本会会館の休日利用が可能となりました。
- ③ 本年3月が会員証の更新期にあたり、会員証の一斉更新を行ないました。

2. 研修体制の充実について

- ① 会員のニーズに沿うとともに時代の要請に即した実効的な内容の研修会を企画して実施しました。本年度2回開催した研修会は、ともに出席率は例年並みの約50%前後であり、出席率を向上させるための工夫も必要とは考えるところです。また、出席率の問題にも直結することですが、研修会等に出席しない会員の固定化の問題があります。何らかの有効な対応策が無いかと検討しましたが、現状では個々の会員の自覚に依拠するしかなく、歯がゆく感じているところです。今後は出席率の増加を図るとともに研修会等に出席しない会員の固定化の問題についての対応策の検討も必要と考えます。
- ② 近年の全国的な傾向として、調査士会へ寄せられる苦情は、倫理的な事項に係る内容が増えています。会員が自らの身を守ろうとするなら、研修会等には積極的に参加し、調査士の置かれた現状を了知して頂く必要があると考えます。苦情事案に巻き込まれた場合には本人も心穏やかでは居られないでしょうし、苦情事案の処理に当たる本会関係者は多大な時間と労力を費やすこととなります。調査士法第25条(研修の義務)、会則第85条

(研修の実施)、同第86条(研修の受講)において、研修を受ける義務が明記されている事の趣旨を会員の皆さんが理解されますことを強く望みます。

- ③ 少人数で実施する方が効率的であると思われる事項の研修については、例年にならない本会企画の支部研修会として各支部において実施していただいております。実施形態としては、各支部から選任していただいた研修担当者による伝達研修の形を採らせていただきましたが、講師等の人材育成の推進という意味からも、今後とも広く会員に対して研修会の企画・運営への参加を促すとともに会員の本会に対する帰属意識の高揚を図りたいと考えます。

3. 広報活動の推進について

- ① 土地家屋調査士の認知度アップを図るため、外部へのPR効果の増大を目指して適時、本会ホームページを更新していますが、一般市民のみならず、全ての会員に対して常に最新且つ的確な情報を提供できるよう努めております。
- ② 土地家屋調査士という資格者の存在をアピールするとともに社会に貢献する意味を込めて土地家屋調査士の日に合わせて「全国一斉不動産表示登記無料相談会」を開催しました。
- ③ 各支部において実施する催事に際して、来場者に配布して土地家屋調査士をアピールするための広報資料をリストアップしております。(本会ホームページ掲載)
- ④ 一般市民に土地家屋調査士をアピールするための広報グッズを継続作成しました。(本会ホームページ掲載)
- ⑤ 新しい企画を取り入れながら会報を刊行し、調査士業務に関係する周知事項や関連諸制度に関する新着情報の広報・伝達を行いました。
- ⑥ 土地家屋調査士制度発足70周年の記念事業としての会史編纂に向けて資料収集及び収集した資料の整理を行ないました。

4. 社会貢献活動の推進について

- ① 空き家対策特別措置法の制定を受けて、空き家対策協議会(検討委員会)を組成している行政が増えつつありますが、土地家屋調査士が空き家対策協議会のメンバーとなり、地元の市町村と接点を持ち良好な関係を築くことは、空き家問題に限らず重要なことであると考えるところであり、会員の皆さんには、今後ともご協力をお願いする次第であります。
- ② 少数ではありますが、外部からの要請による出前講座を行なっております。社会貢献活動として外部からの様々なニーズに応えることが、土地家屋調査士という存在を社会にアピールし調査士の認知度向上に繋がるものと考えるところであり、今後とも出前講座や寄付講座の企画・研究を継続します。
- ③ 今後、益々憂慮されると思われる会員数の減少という問題に対応して、キャリア教育の一環として、高校生を調査士事務所を迎え入れて、職業としての土地家屋調査士を紹介する取り組みを

行いました。

5. ADR関係について

- ① 筆界特定制度が制定されて10年余が経過する中、筆界特定制度は一般市民にも浸透しつつあり一定数の活用もなされています。一方、ADRは未だ一般市民にとっては敷居が高いとイメージされているのか、その利用実績は伸び悩んでいるのが実情です。既に本会で組成され活動している「筆特・ADR連携連絡委員会」が法務局との連携協議の窓口となり、筆界特定申請の事前相談における段階で、当該案件が筆界特定を利用すべき案件なのか、あるいは、ADRを利用すべき案件なのかの振り分けを行なうことにより、何れかの制度を利用しようとする国民にとっての利便性の向上が期待できるものとして、法務局における筆界特定の事前相談(筆界特定・ADR合同相談会)に土地家屋調査士も同席して、法務局とともに事案の振り分けについて協議するというものですが、今後、調査士会と法務局の連携を更に深めるための方策を検討することが必要と考えます。

6. 対外的な活動について

- ① 長野地方法務局、長野県土地家屋調査士会及び長野県司法書士会による三者連絡会を昨年度に引き続き開催しましたが、相続登記の放置に端を発する管理者不明地・空き家の問題等、登記行政に係る諸課題について三者が共通認識を持ち、相互理解を深めることを目指すとともに、会員の日常業務及び登記行政の円滑化に寄与すべく協議しました。
- ② 長野県弁護士会におけるADRセンター立上げに伴い、本会会員が調停に関与する専門委員に選任されております。本会ADRセンターにおいては既に弁護士と共働しているところではありますが、弁護士会ADRセンターにおいても、土地家屋調査士が専門委員として調停に関与することが想定され、土地家屋調査士が弁護士とともに活動する機会が増え、土地家屋調査士の認知度のアップにもつながることにもなり、今後、更に弁護士会との協調・連携が深まることを期待するところです。
- ③ 日調連総会、全国会長会議、関ブロ総会、関ブロ担当者会同等の各種会議に担当役員が出席して、調査士業界を取巻く状況や他の単位会の動向の把握及び情報収集に努めました。中でも、本年度の関ブロ総会は長野会が当番会であり、他の関ブロ単位会の役員を軽井沢に迎えて開催されましたが、当番会としての緊張感の中、大過なく盛会の内に関ブロ総会を終えております。